

### 第3回 危険物等海上運送基準検討会 議事要旨

1. 日 時：平成30年3月19日（月）14：30～16：00

2. 場 所：中央合同庁舎3号館10階 共用会議室A

3. 出席者：（委 員）田村委員長、新井委員、太田委員、大西委員（代理）、大前委員、大森委員（代理）、河合委員、丸山委員、八木委員  
（事務局）宮武技術審議官、 検査測度課 重富課長、緑川室長、木川課長補佐、田中係長、遠藤係員

#### 4. 議事概要

##### （1）開会等

- ・ 技術審議官からの開催の挨拶の後、事務局より委員の紹介、配布資料の確認等が行われた。

##### （2）ワーキンググループ（以下「WG」という）における審議状況（報告）について

- ・ 事務局から固体ばら積み貨物査定検討WG及びばら積み液体危険物運送要件検討WGの開催状況（資料3-1-1）について説明が行われた。

##### （3）内航ケミカルタンカーに対する改正IBCコードの適用について

- ・ 事務局からIBCコードの概要（資料3-2-1）並びに2021年1月に発効が予定されている改正IBCコードの内容及びそれに伴う影響等（資料3-2-2）について説明が行われた。
- ・ 太田委員から改正IBCコードについて、発効日は2021年1月1日と決まっているが、適用日についても同日と合意されているのか。PPR5の報告書では適用日に関する記載が明確ではなく、発効日と適用日がずれることは最近よくあることなので、適用日に問題があるのであればIMOで議論して適用日をずらすことをご検討いただきたい。その上で国際的に合意が得られなければ国内で検討することを考えてはいかがかとの意見があった。なお、その場合、8月中旬がMEPC73の提案文書提出の期限である旨の補足説明があった。
- ・ 事務局から、外航では、主にパーセルタンカーが使用されていることもあり、貨物の種類によっては積載量が減ることはあるが、船を改修等することなく運送を継続できると考えられるため、IMOでの議論においては適用日に関して特段の議論がなかったと思われる。このように内航と比べると影響が少ないことから、今回の検討対象は内航ケミカルタンカーのみとしているが、IMOにおける審議状況等を確認の上、検討する旨回答があった。
- ・ 大前委員から発がん性等長期健康影響を考慮することは重要で、すぐにできることは実行すべき。例えば、「呼吸及び目の保護」が保護具のことを指しているのであれば、そのような設備については、即時適用可能と思われるが、通気装置等の改修に時間がかかることは理解できる。また、通気装置が開放型の場合、船員が発がん性等を含む貨物に暴露されている実態はあるのか。発がん性等に関する問題なので早めに改修していただく方がよいが、実態として暴露されている状況にあるのか否か確認できればとの意見があった。
- ・ 事務局から、船上における実態については分からないところもあるため、今後の検討を進めるにあたり船会社、造船所等関係者から実態を確認し、それを踏まえて検討することとした

い旨回答があった。

- ・ 委員長から、今般の審議を踏まえ、内航ケミカルタンカーに対して改正IBCコードをどの様に適用するかについては、我が国関係者への影響等を考慮する必要がある、その詳細を検討する必要があるとの見解が示された。
- ・ 事務局から、適用時期の延期等の対策の詳細については、ばら積み液体危険物運送要件検討WGにおいて検討すること及び同検討WGの体制について事務局から説明（資料3-2-3）が行われ、了承された。

<配付資料>

資料3-1-1 WGの審議状況

資料3-2-1 IBCコードの概要

資料3-2-2 IBCコードの改正概要及び改正における影響について

資料3-2-3 ばら積み液体危険物運送要件検討WGの設置について（修正案）

（以上）